

第 194 回岩手県都市計画審議会

1 審議会開催の日時及び場所

- (1) 日時 令和 4 年 11 月 14 日 (月) 13 時 30 分～14 時 15 分
- (2) 場所 岩手県民会館 第 2 会議室

2 会議を構成する者の現在総数及び出席者

- (1) 会議を構成する者の現在総数 20 名
- (2) 出席者 14 名

| | | | | |
|----|-----|---|---|----------------|
| 会長 | 南 | 正 | 昭 | |
| 委員 | 佐々木 | 宣 | 和 | |
| 委員 | 千 | 葉 | 盛 | |
| 委員 | 伊 | 藤 | 雅 | 章 |
| 委員 | 石 | 川 | 奈 | 緒 |
| 委員 | 伊 | 藤 | 弓 | 枝 |
| 委員 | 及 | 川 | 久 | 美子 |
| 委員 | 日野原 | 由 | 未 | |
| 委員 | 宮 | 野 | 千 | 栄 |
| 委員 | 大 | 沼 | 一 | 弘 (代理 菅 野 賢 斉) |
| 委員 | 坂 | 本 | 修 | (代理 小 椋 好 明) |
| 委員 | 田 | 中 | 由 | 紀 (代理 関 澤 真) |
| 委員 | 山 | 本 | 巧 | (代理 高 橋 朋 昭) |
| 委員 | 小 | 野 | 公 | 代 (代理 三 浦 義 明) |

3 議事

○事務局（都市計画課計画整備担当課長）

只今から、第 194 回岩手県都市計画審議会を開催いたします。

本日は、委員 20 名中 14 名の御出席をいただいております。

従いまして、岩手県都市計画審議会条例第 6 条第 2 項に定める定足数に達し、当審議会は成立していることを確認しましたので、報告いたします。

それでは、はじめに、岩手県県土整備部、上澤まちづくり担当技監から御挨拶申し上げます。

○事務局（まちづくり担当技監）

県土整備部まちづくり担当技監の上澤でございます。よろしくお願いいたします。

開催にあたりまして、一言御挨拶申し上げます。

本日は、委員の皆様方におかれましては、何かと御用多忙なところ、第194回岩手県都市計画審議会に御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

また、皆様方には、日頃から都市計画を始め、県行政の運営に対しまして、特段の御指導・御協力を賜っておりますことに、この場をお借りしまして改めて御礼を申し上げます。

さて、本日の審議会の内容についてでございますが、まず1点目が二戸都市計画における都市計画道路の変更、2点目が奥州市における屋根不燃区域の変更の計2議題となっております。

委員の皆様方におかれましては、遠慮のない御意見をいただきますようお願い申し上げます。簡単ではございますが、開会の挨拶とさせていただきます。

本日はどうぞ、よろしくお願いいたします。

○事務局（都市計画課計画整備担当課長）

続きまして、前回審議会後に就任された新委員を御紹介させていただきますので、出席者名簿を御覧ください。

はじめに、学識経験者の委員9名の皆様におかれましては、10月16日をもって任期満了となり、引き続き8名の方が再任、1名の方が新たに就任されております。

初めに、再任された8名の委員を御紹介させていただきます。

岩手大学理工学部准教授 石川 奈緒 委員でございます。

一般社団法人岩手県建築士会女性委員会委員 伊藤 弓枝 委員でございます。

J A岩手県女性組織協議会副会長 及川 久美子 委員でございます。

岩手県立大学社会福祉学部准教授 庄司 知恵子 委員でございます。本日はご都合により欠席されています。

岩手県立大学社会福祉学部准教授 日野原 由未 委員でございます。

岩手大学理工学部教授 南 正昭 委員でございます。

岩手大学農学部教授 三宅 諭 委員でございます。本日は都合により欠席されています。

岩手県立大学盛岡短期大学部国際文化学科准教授 吉原 秋 委員でございます。本日は都合により欠席されています。

次に、今回新たに就任された1名の委員を御紹介させていただきます。

岩手県商工会女性部連合会理事 宮野 千栄 委員でございます。

続いて、新たに就任された関係行政機関の委員を御紹介させていただきます。

東北経済産業局地域経済部長 小林 和昭 委員でございます。本日は都合により欠席されております。

東北地方整備局長 山本 巧 委員でございます。本日は代理で、岩手河川国道事務所副所長 高橋 朋昭 様に出席いただいております。

岩手県公安委員会委員長 小野 公代 委員でございます。本日は代理で、岩手県警察

本部交通部交通規制課長 三浦 義明 様に御出席いただいております。

○事務局（都市計画課計画整備担当課長）

次に、「会長選挙」を行います。

当審議会の会長は、岩手県都市計画審議会条例第5条第1項の規定により、学識経験者委員の中から委員の選挙によって選出することとされております。

今回は、学識経験者委員の改選後、初の審議会となりますので、会長選挙を行います。

仮議長を選出して決める方法もございますが今回は進行の都合上、大変僭越ではございますが会長が選出されるまでの間、事務局の方で議事をとり進めさせていただくことでよろしいでしょうか。

（異議なしの声）

○事務局（都市計画課計画整備担当課長）

選挙の方法は、従来どおり、指名推薦によることとしたいと思いますが、いかがでしょうか。

（異議なしの声）

○事務局（都市計画課計画整備担当課長）

ありがとうございます。

異議なしとの声がありましたので、指名推薦による選挙といたします。

指名推薦を行う方はいらっしゃいますでしょうか。

○委員

はい。前回から会長を務めていただいている南委員に、引き続き会長をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

（異議なしの声）

○事務局（都市計画課計画整備担当課長）

南委員を会長にということでございますが、他に御意見ございませんでしょうか。

（異議なしの声）

○事務局（都市計画課計画整備担当課長）

それでは、他に御意見がないようでございますので、南委員を会長に推薦するのご発言でございましたが、いかがでしょうか。

(異議なしの声)

○事務局（都市計画課計画整備担当課長）

ありがとうございます。異議がないようでございますので、南委員を会長にすることに決定いたします。

それでは、南委員、議長席に御移動をお願いします。

それでは、審議に移る前に、南会長から御挨拶を賜りたいと存じます。

○会長

御指名頂きまして務めさせていただきたいと思えます。

御承知のように、岩手県は盛岡県が誕生して150周年ということで、廃藩置県から150年という誕生日を迎えているということになります。

明治の時代にはもうあまり想像のつかないことになっていますけれども、歴史を考えると色々な時代があったと思えます。近代化が進んでいって、その後戦後に至って、岩手県が県の総合開発計画を作って戦後復興を成し遂げていったということですね。

そのころから、ようやく今のまちに繋がるような大きな開発があつて、発展が起こってきて、人口も増えて、都市化が進んで今のようなまちになってきたということだと思えます。そのような意味で150周年は本当に大きな節目になろうかと思えますが、そのタイミングで都市計画審議会におきましてもそれぞれ重要な案件が挙がってくるかと思えます。それぞれの皆様方の御見識を持ちまして、順調に運んでいくことができているというふうに思えます。

簡単ではございますが何卒よろしくお願い申し上げます。

○事務局（都市計画課計画整備担当課長）

ありがとうございました。以降の進行につきましては、当審議会条例第5条第2項の規定により、会長に議長をお願いいたします。

○会長

それでは、ここで、当審議会条例第5条第3項の規定に伴い、会長があらかじめ職務代理者を指名することとされています。

議案審議に先立ちまして、職務代理者を指名することといたします。

職務代理者につきましては、三宅委員にお願いしたいと思っております。本日都合があつて御欠席とのことですが、了解を得られているということですので、よろしいでしょうか。

(異議なしの声)

○会長

それではよろしく願いいたします。三宅委員には、後日事務局から御説明をお願いいたします。

○会長

それでは、議案の審議に入りたいと思います。当審議会の審議は「岩手県都市計画審議会の公開に関する指針」に基づきまして、原則公開することとしています。

案件によっては、例外的に非公開とする場合がございますが、本日の案件が、公開に適する案件かどうかについて、事務局からの説明をお願いします。

○事務局（都市計画課総括課長）

それでは事務局でございます。今回の案件は、審議会の公正かつ円滑な審議に著しい支障を生ずることが予想される案件ではございませんので、審議を公開すべきものと考えます。以上でございます。

○会長

はい。それでは、本日の会議は、ただ今御説明がございましたように、全面公開としたいと存じますが、御異議はございませんでしょうか。

(異議なしの声)

○会長

それでは、本日の会議は全面公開といたします。

それでは、本日の議案審議に入ります。

○会長

議案第1号「二戸都市計画道路の変更について」を審議いたします。

事務局から議案の説明をお願いします。

○事務局（都市計画課総括課長）

はい。それでは説明に入らせていただきます。どうぞ、よろしく願いいたします。

議案第1号、二戸都市計画道路の変更について、御説明いたします。

議案書は1ページ、計画書は3ページ、概要図は5ページとなります。

説明は、スクリーンのパワーポイントの資料で行います。また、お手元にもスライドと同じ資料をお配りしておりますので、併せて御参照をお願いいたします。

はじめに、都市計画道路について御説明いたします。

道路法の規定に基づく高速自動車国道、一般国道、都道府県道、市町村道のうち、生活や産業の基盤として都市の骨格を形成し、都市内での通勤通学や物資の輸送など安全で円滑な移動を確保するため、都市計画法に基づいて都市計画決定された主要な道路を都市計画道路といいます。

次に、今回の都市計画変更の手続きについて、御説明いたします。

都市計画道路の変更手続きについては、都市計画法の規定に基づき、国道や県道は県が、市町村道は市町村がそれぞれ行うこととされております。今回、県が変更する路線は表に記載のとおり 1 路線で、右に記載しております二戸市が手続きを行う変更に伴うものとなっております。

続きまして、今回県が変更する路線は左上の表の赤色の囲みの、3・4・2号荒瀬上田面線となります。右側の図では赤色の路線となります。

変更内容としては、二戸市が行った都市計画道路の見直しにより、市決定路線の廃止及び追加が行われることから、これらの路線に交差する当該路線の交差点部の区域及び交差箇所数を変更しようとするものであり、今回の変更による路線の延長や幅員、車線数に変更はありません。

なお、二戸市が変更する路線は、左下の表の黄色の囲みが廃止しようとする路線で、緑の囲みが新規に追加しようとする路線でございます。右側の図では、それぞれ黄色の線と緑色の線の路線となります。

次に今回の変更は、二戸市が行った都市計画道路の見直しに伴う変更であることから、まずは、二戸市の都市計画道路の見直しについて御説明いたします。

二戸都市計画道路は左の図のとおり、全体で 23 路線、約 36km が都市計画決定されており、整備済の延長は約 13km で、整備率は約 36% となっております。これら 23 路線のうち、当初の決定から概ね 20 年以上が経過している路線が 22 路線あることから、二戸市では、これまでの社会経済情勢や周辺道路の整備状況の変化等を踏まえ、都市計画道路の見直しを行い、各地で説明会や関係者協議を重ね、現在、左の図の黄色の線を表示している 4 路線を廃止する都市計画変更の手続きを行っているところであります。

また、令和 3 年に二戸市が策定した「第 2 次二戸市都市計画マスタープラン」に基づき、九戸城跡周辺の歴史的まちなみ保全エリア等の拠点地区とまちづくりの核となる都市機能拠点エリアとの連携強化を図るため、左の図の緑の線を表示している 1 路線を新たに追加することとし、合わせて都市計画変更の手続きを行っているところであります。

それでは、県決定路線の 3・4・2号荒瀬上田面線の主な変更内容について、北側から順に御説明いたします。

こちらのスライドは堀野字馬場付近の図となります。図の赤色の路線が荒瀬上田面線

となります。右の図でピンク色の丸の箇所、黄色で表示している3・5・19号堀野大川原毛線と交差する計画となっていました。今回、二戸市の手続きでこの路線が廃止になることに伴い、交差箇所数を減じようとするものであります。

次のスライドは先ほどスライドで示した、堀野字馬場付近の写真となります。

黄色の線が二戸市の手続きにより廃止とする3・5・19号堀野大川原毛線で、赤色の区域が荒瀬上田面線でございます。

次のスライドは、福岡字下町付近の図となります。図の赤色の路線が、荒瀬上田面線でございます。同じようにピンク色の丸の箇所、黄色で表示している3・5・13号中町田町線と2箇所交差する計画となっていました。今回、市の手続きでこの路線が廃止になることに伴い、交差点の区域と交差箇所数を減じようとするものであります。

なお、区域の減については、右側の交差点部拡大図の赤枠で黄色の網掛け部が減ずる区間でございます。次のスライドは先ほどの、福岡字下町付近の写真となります。黄色の線が二戸市の手続きにより廃止とする3・5・13号中町田町線で、赤色の荒瀬上田面線のうち、赤枠で黄色の網掛け部の区域を減じようとするものであります。

次に、こちらのスライドは、福岡字橋場付近の図となります。図の赤色の路線が、荒瀬上田面線でございます。ピンク色の丸の箇所、黄色で表示している3・5・14号橋場村松線と交差する計画となっていました。今回、市の手続きでこの路線が廃止となることに伴い、交差点の区域と交差箇所数を減じようとするものであります。

なお、区域の減については、右側の交差点部拡大図の赤枠で黄色の網掛け部となります。

また、真ん中の図で緑色の丸の箇所、今回、市が新たに都市計画に位置づける3・6・21号橋場荷渡線と新たに交差する計画となることから、交差箇所数を増加しようとするものであります。

こちらのスライドは、ただいまの福岡字橋場付近の写真となります。黄色の線は、二戸市の手続きにより廃止となる3・5・14号橋場村松線で、赤色の荒瀬上田面線のうち、赤枠で黄色の網掛け部の区域を減じようとするものであります。

また、緑の線は、二戸市が新規で追加する3・6・21号橋場荷渡線で、交差箇所数を増加しようとするものであります。

続きまして、次のスライドは、福岡字八幡下付近の図となります。図の赤色の路線が、荒瀬上田面線でございます。ピンク色の丸の箇所、黄色で表示している3・5・15号杉の沢八幡平線と交差する計画となっていました。今回、二戸市の手続きでこの路線が廃止となることに伴い、交差点の区域と交差箇所数を減じようとするものであります。なお、区域の減につきましては、右側の交差点部拡大図の赤枠で黄色の網掛け部であります。

次のスライドは、先ほどの福岡字八幡下付近の写真となります。黄色の線が市の手続きにより廃止とする3・5・15号杉の沢八幡平で、赤色の荒瀬上田面線のうち、赤枠で黄色の網掛け部の区域を減じようとするものであります。以上が今回変更する内容となります。

それでは最後に、都市計画変更に係る手続きの状況について、御説明いたします。

令和4年6月29日に、二戸市から都市計画変更の協議申出を受けて、手続きを開始しております。その後、8月1日から4日にかけて、二戸市において変更素案に関する説明会を開催し、10名の参加がありましたが、反対意見等はございませんでした。また、二戸市への意見聴取、都市計画道路に位置付ける路線の道路管理者への協議を行い、いずれも、異存ないと回答を得ております。その後、令和4年9月15日から29日までの2週間、変更案の縦覧および意見書の提出期間を設けましたが、縦覧者、意見書の提出ともにございませんでした。

以上で議案第1号、二戸都市計画道路の変更に関する説明を終わります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○会長

只今御説明のございました議案第1号につきまして、御意見、御質問等はないでしょうか。

○会長

特によろしいでしょうか。

本件につきましては採決が求められております。

採決に移ってよろしいでしょうか。

それでは議案第1号を原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

○会長

はい。それでは、原案のとおり、可決確定いたします。

次に、議案第2号「屋根不燃区域（奥州市）の変更について」を審議いたします。

事務局から御説明をお願いいたします。

○事務局（建築住宅課建築指導課長）

私のほうから議案第2号、屋根不燃区域の変更について、御説明させていただきます。

お手元の議案書6ページを御覧ください。

今回、奥州市において、この屋根不燃区域を変更しようするものでございます。

7ページは本議案についての、岩手県知事から本審議会に意見を求める文書で、8ページは、屋根不燃区域指定の審査調書でございます。指定対象区域は、奥州都市計画用途地域の変更地域となっており、審査意見としましては、当該変更地区の部分は、県の指定方針に合致しており、変更指定として支障がないものと認められるものでござい

ます。

区域指定の詳細については、議案書 9 ページ以降により御説明させていただきますけれども、スライドも議案書と同様のものを映しておりますので、適宜御覧ください。

それでは 9 ページ下段 を御覧ください。

まず、最初に屋根不燃区域について説明いたします。

屋根不燃区域は、建築基準法第 22 条に基づいて特定行政庁が指定する区域で、既成市街地及び今後市街化する予定の区域について防火上の最低水準を確保することを目的として指定するものでございます。

なお、屋根不燃区域という名称は法律に定められたものではなく、この他に法第 22 条区域と呼ばれる場合もございます。

この区域は、建築物の不燃化を促進するために指定する防火地域やこれに準ずる準防火地域に比べて制限は緩やかになっておりますが、指定する範囲も広く都市計画区域内に限らず、一定程度市街化され、あるいは市街化される見込みの地域を含んで指定してございます。

議案書 10 ページを御覧ください。

建築基準法第 22 条第 2 項では、特定行政庁が屋根不燃区域を指定する場合には、都市計画審議会の意見を聴かなければならない旨定められております。従いまして、本県の場合には、盛岡市を除く区域を指定する場合は岩手県都市計画審議会の意見を、盛岡市内の場合は盛岡市都市計画審議会の意見を聴かなければならないこととなります。今回の議案はこの条項に基づいて付議するものでございます。

議案書 10 ページ下段を御覧ください。

屋根不燃区域内での制限について御説明いたします。

その名の通りではございますけれども、屋根不燃区域内の建築物の屋根は、鉄板などの不燃材料で造り、又は葺かなければなりません。

また、木造建築物につきましては、隣地境界線や他の建築物からの距離が近い場合、これを延焼の恐れのある部分と言いますが、この部分にある外壁については一定の防火性能を有する構造としなければなりません。

議案書 11 ページを御覧ください。

本県では、屋根不燃区域の指定に関しまして、昭和 48 年に屋根不燃区域の指定方針を定めております。

この方針では、指定対象区域について 4 つのケースを想定しております。

本日提案いたします屋根不燃区域の変更は第 1 の 1、資料赤字で示してございますけれども、用途地域内の防火地域又は準防火地域以外の区域に該当するものでございます。用途地域は良好な市街地環境の形成を目的として指定するものであることから、屋根不燃区域の指定により、市街地における防火性能レベルが一定程度確保されることとなるものでございます。

議案書 11 ページ下段を御覧ください。

具体の説明に入りますが、今回の屋根不燃区域の変更は、用途地域が新たに指定されることに伴うものでございます。今般、奥州市都市計画審議会の議を経て用途地域の見直しが図られるところでございます。

具体的な区域についてはですが、奥州市江刺の中心部から北側に位置する、江刺工業団地地区の工業専用地域が約 24ha 拡大するものでございます。資料の図で言いますと、南側のほうに黄色く示されているのが奥州市江刺の市街地部分、その上、北側に水色で示されている部分が既存の工業団地部分を示してございます。既存の工業団地の北側に連続する形で今回用途地域を拡大しようとするものでございます。これによりまして、屋根不燃区域についても、約 24ha 拡大することとなります。

奥州市の現在の指定区域が 2,880ha ですので、今回の変更によりまして約 2,904ha に拡大することとなります。

議案書 12 ページを御覧ください。

今回変更となる江刺工業団地地区の指定拡大区域について、新旧対照図と現況写真により御説明いたします。

今回、指定が拡大される区域は、右側の変更後の図におきまして、赤線の囲みで示している部分となります。江刺工業団地地区の北側に隣接する形で計画されております。

下の写真で御覧いただいている通り従前は山林等となっておりますが、用途地域も定めてございません。これが今般、奥州市が造成を行いまして、工業団地として分譲される予定となっております。

このため、この区域を既存団地と一体化し、工業団地としての利便性を高めるため、新たに工業専用地域として指定されるというものであります。

そしてこれを受けまして、この新たに用途地域が指定される区域について、今回、県が屋根不燃区域に指定しようとするものでございます。

なお、これら江刺工業団地地区の拡大地域については、奥州市から「建築基準法第 22 条第 1 項の規定に基づく屋根不燃区域の変更について」により同意を得ております。

今回の審議会のご意見を伺い、用途地域の変更告示と併せて屋根不燃区域の変更を行いたいと考えてございます。

以上で、議案第 2 号について説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○会長

只今御説明のございました議案第 2 号につきまして、御意見、御質問等はございませんでしょうか。

○委員

はい。2点お伺いしたいのですが、屋根不燃についての質問ということではないのですが、今回のこの24haは山林ということでしょうか、全て民有林でしょうか。民地でしょうか。

それが1点とそれから工業団地ということですが、フロンティアというのがありますが、この場所はフロンティアのⅡに該当するということに理解してよろしいでしょうか。

○会長

はい。いかがでしょうか。

○奥州市

はい。2つ御質問頂きまして、1つ目は民有林、地域森林計画対象民有林でございます。林地開発の手続きを経ております。市のほうで既にお買収してございまして造成のほうを始めております。

もう一つ、2のほうについてはその通りでございます。江刺フロンティアパークⅡで、公表しておりますが全区画が完売している状況となっております。

○会長

はい。よろしかったでしょうか。その他いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

本件についても採決が求められております。採決に移ってよろしいでしょうか。

それでは、議案第2号を原案について異議なしとしてよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

それでは、原案について異議なしといたします。

以上で予定されていた議事を終了しました。事務局に進行をお返しいたします。

○事務局（都市計画課計画整備担当課長）

南会長ありがとうございました。

以上をもちまして、第194回岩手県都市計画審議会を閉会いたします。

なお、次回の審議会につきましては来年の2月頃の開催を予定しております。

本日はありがとうございました。